

証券コード 7634

2026年6月10日

(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

東京都足立区入谷七丁目11番18号

株式会社星医療酸器

代表取締役社長 星 幸 男

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上での下記ウェブサイトにて「第52回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.hosi.co.jp/investor/ir/>



また、上記のほか、インターネット上での下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトへアクセスして、証券コード(7634)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」を順に選択の上、ご覧下さい。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月24日(水曜日)午後6時(営業時間の終了時)までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都足立区入谷七丁目11番18号
当社本社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい)

3. 目的事項 報告事項

1. 第52期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第52期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 当社株式等の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）の継続の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役12名選任の件
- 第4号議案** 監査役1名選任の件
- 第5号議案** 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 3. 株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。
 4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 5. 電子提供措置事項の内、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」については、法令及び当社定款の規定に基づき、株主様にお送りする書面には記載していません。
 6. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承下さい。
 7. 当日当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席下さいますようお願い申し上げます。
 8. ご来場にあたりサポートが必要な方は、2026年6月23日（火曜日）までにお電話でご連絡下さいますようお願い申し上げます。
ご連絡先：株式会社星医療酸器 総務部
電話（03）3899-2101（代表）（土日祝日を除く午前9時～午後6時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 当社株式等の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針） の継続の件

当社は、2026年5月11日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（同号ロ（2））として、以下の当社株式等の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本プランは、上記取締役会決議に基づいて導入することといたしました。その有効期間を2026年6月25日開催の当社の定時株主総会（以下、本議案において「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとし、本定時株主総会において本プランの継続の可否をお諮りすることといたしております。

つきましては、本プランの趣旨にご賛同いただき、下記「Ⅲ 本プラン（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）の内容」記載の本プランの継続につきご承認をいただきたく存じます。本議案につき本定時株主総会に出席した株主の皆様のご議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本定時株主総会の終結の時をもって本プランは廃止されるものとします。

また、本プランの導入及び継続につきましては、当社取締役会において社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成により承認されており、社外監査役2名を含む当社監査役全員からも異議は述べられておりません。

なお、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等に改正（法令名の変更や旧法令を継承する新法令の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する上記法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

I 会社の支配に関する基本方針等

1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や事業を十分に理解する者、株主をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼

関係を維持する者、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し向上する者であるべきと考えます。

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められております。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する大規模な買付等がなされた場合に、当該買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかし、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも存在します。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模買付行為や買付提案をする者に対しては、会社法等関係法令及び当社定款によって許される範囲で、適切な措置を講じることとします。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する大規模な買付等を行おうとする者が現れた場合、当該大規模買付行為等（下記Ⅲで定義されます。以下同じとします。）が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を株主の皆様にご適切にご判断いただくためには、大規模買付者（下記Ⅲで定義されます。以下同じとします。）からの必要かつ十分な情報の提供が必要不可欠であり、その判断を適確に行うためには、大規模買付者からの情報にとどまらず、大規模買付者の提案内容等を当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様にご提供することが必要です。

そこで、当社は、本プランにおいて、①大規模買付者に株主の皆様がその是非を判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、②当社取締役会として、当該大規模買付者の提案内容が当社の企業価値ひいては株主共同の利益にどのような影響を及ぼすかを評価・検討し、必要に応じて、大規模買付者の提案内容に対する経営方針等の当社取締役会としての代替案を提供するとともに、大規模買付者と当社の経営方針等に関して交渉又は協議を行うこととし、③これらを踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為等の是非を判断するために必要な時間を確保することを目的として、以下の手続を定め、大規模買付行為等があった際には、適切な措置を講じることとします。

そして、当社は、株主の皆様のご意見を尊重するべく、大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するに当たっては、大規模買付行為等に応じるか否かに係る当社の株主の皆様による意思表示の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。その結果、株主の皆様が大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合、すなわち、当社が大規模買付行為等に対する対抗措置を講じることに係る議案について、株主意思確認総会の普通決議によって

承認可決されなかった場合、当社取締役会といたしましては、当該大規模買付行為等が、本プランに沿って開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを阻止するための行為を行いません。

したがって、本プランに基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、(a)対抗措置の発動につき株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合、又は、(b)大規模買付者が下記Ⅲに記載した手続を遵守しない場合にのみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動されます。

Ⅱ 基本方針の実現に資する特別な取り組み

1 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取り組み

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、1975年の創業以来、「私たち星医療酸器グループは生命（いのち）を守る最前線で社会に貢献しつづけます」という経営理念のもと、医療用酸素の製造・販売を出発点として、医療現場を支える社会インフラ企業として事業を展開してまいりました。医療用酸素は患者様の生命維持に直結する重要なライフラインであり、その安定供給を確保することは当社グループの重要な社会的責務であると認識しております。

高齢化社会の進展や医療・介護に対する価値観の変化、多様化する在宅医療ニーズへの対応を背景に、当社グループは在宅医療関連事業、医療設備関連事業、介護福祉関連事業、施設介護関連事業など周辺領域への展開を進め、医療・介護分野における事業領域の拡充と多角化を図ってまいりました。これらの事業を通じて、地域医療および地域包括ケアの充実に貢献しております。

今後も当社グループは、社会・経済・制度環境の変化を的確に捉えながら、これまで培ってきた顧客基盤および販売ネットワークを活かした事業戦略を推進してまいります。医療・介護分野におけるトータルソリューションの提供を通じて、医療インフラの安定的な提供という社会的使命を果たすとともに、企業としての持続的な成長と社会貢献の両立を目指してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは、経営の効率性および収益性を示す重要な経営指標として、「売上高営業利益率（Operating Profit Margin）」を最重要KPIに位置付けております。本指標は、全社レベルのみならず、各事業セグメントおよび営業拠点単位においても管理されており、定量的な業績評価指標として月次で継続的にモニタリングしております。

現在の目標水準は12%以上としており、これは医療・介護分野という社会的公共性の高い領域においては比較的高い収益水準に位置するものであります。当社グループでは、安定的な医療サービスの提供と持続的な事業運営を両立させる観点から本水準を経営目標として設定しておりますが、事業環境の変化や各種コスト上昇の影響も踏まえ、継続的な経営努力によって達成すべき指標であると認識しております。

当社グループといたしましては、本指標の着実な達成を前提としつつ、自己資本比率の向上による財務体質の強化を図るとともに、安定的かつ継続的な株主還元（増配および株主優待制度の充実等）にも取り組み、企業価値の持続的な向上とステークホルダーへの還元の両立を目指してまいります。

(3)中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、「医療用ガス関連事業」「在宅医療関連事業」「医療用ガス設備工事関連事業」「介護福祉関連事業」「施設介護関連事業」の5つを基幹事業と位置づけ、それぞれの専門性を活かした事業展開を推進しております。

高齢化の進展や社会保障制度の変化、地域包括ケアシステムの推進を背景として、医療・介護サービスは入院中心から在宅・地域密着型へと大きくシフトしております。当社グループはこうした社会環境の変化を成長機会と捉え、各事業の強みを活かしながら、医療・介護の連携によるサービス提供体制の強化を図ってまいります。

また、これらの環境変化に柔軟かつ迅速に対応できる経営基盤を構築するため、営業力の強化に加え、M&Aによる事業基盤の拡充、商材および販路の拡大、多様な人材の採用・育成などの施策を推進してまいります。

さらに、DXの推進や業務プロセスの見直しを通じて、人的資源を含めた経営資源の最適配分と効率的な組織運営を実現し、持続的な成長と収益基盤の強化を図ってまいります。

(4)会社の対処すべき課題

当社グループの強みは「人的資本」を基盤とした組織力にあります。医療ガスや在宅酸素療法における「安定供給」への信頼は、従業員一人ひとりの誠実な取り組みによって支えられております。日々の業務に真摯に向き合う姿勢が、お客様からの厚い信頼につながっております。また、社会全体で進むデジタル化に対応するため、当社におきましてもDX推進を一層強化し、業務効率化や柔軟な経営体制の整備に取り組むことで変化に強い組織づくりを目指しております。さらに、働く環境への設備投資を進め、業務効率や従業員の意欲向上を図ることで生産性の向上にも努めております。職場の整備は、質の高いサービスの提供にも直結すると考えております。高齢化の進展により、福祉や在宅医

療分野でのニーズは今後さらに高まる見通しです。当社はそうした社会の変化に的確に応え、医療を支える一員として、持続可能な価値の創出を目指してまいります。

2 コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、上場企業としての社会的責任を認識し、株主をはじめとした顧客、取引先、従業員等から信頼を獲得し、継続的な株主利益の増大を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営の重要課題と位置付け、「経営の透明性の確保と迅速・明確な意思決定」「コンプライアンス経営の強化」「株主への説明責任の充実」「リスクマネジメントの構築」及び「企業倫理の確立」に取り組んでおります。

(2) 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、監査役会制度を採用しており、現在、取締役は12名、監査役は4名（内、社外取締役2名、社外監査役2名）となっております。社外取締役及び社外監査役につきましては、会社の最高権限者である代表取締役などと直接の利害関係のない有識者や経営者等から選任することにより、経営の健全化の維持・強化を図っております。

<取締役会>

取締役会は原則として月1回以上開催し、取締役会規程に基づき経営並びに業務執行に関する審議・決定報告を行っております。これらの取締役会には監査役も出席し、取締役の業務の執行状況を監視しております。また、経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しており、取締役数の適正化を図ることでの確かつ迅速な経営判断ができる体制を整えております。グループ全体の運営については、当社取締役会などにおいて適宜審議及び報告が行われております。なお、取締役会の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めております。

<監査役会>

監査役全員をもって構成し、取締役会への出席、決裁書の確認などを通じ、取締役会の意思決定過程及び取締役の業務執行状況について監査しております。

<経営会議>

取締役、監査役及び執行役員、幹部社員の出席のもと経営会議を原則として

月1回以上開催し、取締役会の決議事項内容、事業運営に関する法改正等の内容の連絡および各事業の予算実績の検討と業務執行状況をチェックするとともに、グループ全体の業務運営上の問題点、リスク管理への対応を検討しております。

Ⅲ 本プラン（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）の内容

1 本プランの目的及び概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化することを目的として、上記「会社の支配に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断については、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そのため、当社は、当社株式等の大規模買付行為等に関するルールとして本プランを設定し、大規模買付行為等に先立ち、大規模買付者に対して大規模買付行為等に関する必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会として大規模買付行為等に関する情報を十分に評価・検討し、大規模買付者との交渉や株主の皆様への代替案の提示等を行うための期間を確保することといたします。そして、大規模買付行為等を受け入れるか、もしくは大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するため、大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するに当たっては、株主意思確認総会を開催することとします。

当社株式における役員及びその関係者の株式保有比率は、当社が把握する限りにおいて、約26%となっております。しかしながら、当社は上場会社である以上、当社株式の処分は株主の皆様のご自由な意思に基づき行うことができ、このことは当社役員及びその関係者においても変わることがないことから、結果として当社役員及びその関係者の株式保有比率が低下あるいは分散化が進んでいく可能性を否定することはできません。当社は、当社役員及びその関係者に対し、当社株式の譲渡等の処分タイミングや議決権行使について何ら指示等はしておらず、当社役員及びその関係者は、当社の意思とは独立して、個々の判断で意思決定を行っております。現に、当社役員及びその関係者の一部においては、当社株式の譲渡等の処分をされているようであり、今後さらに当社役員及びその関係者の株式保有比率の低下あるいは分散化が進んでいくものと思われまます。これらの事情を鑑みますと、当社の発行する株式の流動性が大きく増し、今後当社株式に対して企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模な買付行為等がなされる可能性は否定することができません。

以上のことから、当社は、当社株式等に対する大規模買付行為等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の最大化に資すると考え、当社株式等の大規模買付行為等がなされた場合における情報提供等に関する一定のルールを設定するとともに、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入することといたしました。

なお、2026年3月末日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況」のとおりであり、現時点において、当社の株主を含む特定の第三者から当社株式等の大規模買付行為等を行う旨の通告又は提案等を受けている事実はありません。

2 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照下さい。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家等）のいずれかに該当する者の中から選任します。本プラン導入後における独立委員会委員候補者の氏名・略歴は別紙3に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為等について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動すべき状態にあるか否か等についての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動等について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができるものとします。

3 対象となる大規模買付行為等

本プランにおいて、「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的とする当社株券等³の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、

- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません）、又は
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁴を樹立するあらゆる行為⁵。（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限りませ。）

を意味し（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）、「大規模買付者」とは、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

1. 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）、(iii) 上記(i)又は(ii)の者の関係者（(ア)これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、(イ)これらの者の公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー又は(ウ)これらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者（なお、(ウ)に該当するか否かの判定は、注4記載の本文③所定の関係の樹立を判定する基準を準用するものとします。）を併せたグループをいいます。）並びに(iv) 上記(i)乃至本(iv)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。

2. 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者並びに注1の(iii)及び(iv)記載の者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者並びに注1の(iii)及び(iv)記載の者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

3. 株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項又は第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

4. 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの

者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として共同協調行為等の認定基準（別紙4。但し、独立委員会は、法令等の改正又は裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。）に基づいて行うものとします。

5. 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

4 対抗措置の発動に至るまでの手続

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により、日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただくとともに、大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その定款、履歴事項全部証明書（又はそれらに相当するもの）並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

① 大規模買付者の概要

イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じとします。）及び監査役（又はそれに相当する役職。以下同じとします。）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴

ハ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容

ニ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び実質支配株主（出資者）の概要

ホ) 国内連絡先

ヘ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠

ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

② 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び意向表明書提出前60

日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

- ③ 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁶。その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

⁶。金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。以下同じとします。

(2) 必要情報の提供要請

当社取締役会は、当社が大規模買付者から意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為等に関する情報（以下「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は別紙5のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為等の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社取締役会は、本プランに定められた手続の迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限（最初に必要情報リストを交付した日から起算して60日間を上限とします。以下「情報提供期間」といいます。）を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、情報提供期間を延長することができるものとします。

上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為等を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、情報提供期間内で、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求める（かかる判断にあたっては独立委員会の判断を最大限尊重します。）ことがあります。但し、大規模買付行為等の情報の具体的な内容は大規模買付行為等の内容及び規模によって異なることもあり得るため、当社取締役会は、大規模買付行為等の内容及び規模並びに大規模買付行為等の情報の具体的な提供状況を考慮して、情報提供期間満了時まで提供された情報が株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び独立委員会による意見形成及び代替案立案のために不十分と認められる場合には、独立委員会の勧告に基づき、情報提供期間を最長30日間延長することができるものとします。これ

らの場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為等の提案がなされた事実等について、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

(3) 取締役会評価検討期間

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価等の難易度に応じ、必要情報の提供が完了した日又は情報提供期間満了日のうち何れか早い日の翌日後、対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、その他の大規模買付行為等の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価検討期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価検討期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、合理的な範囲で延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的な理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様へ開示いたします。

取締役会評価検討期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立委員会とは別の独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付行為等は、取締役会評価検討期間の経過後（但し、株主意思確認総会を開催する場合、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には株主意思確認総会の終結後とし、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には株主意思確認総会の終結後速やかに開催される当社取締役会終結後）にのみ開始することができるものとします。

(4) 大規模買付行為等が実施された場合の対応

① 大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する場合

大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供された必要情報その他一切の事情を勘案の上、独立委員

会の意見を最大限尊重し、大規模買付行為等の評価、検討、交渉、意見形成、代替案の立案等を行います。その上で、当社取締役会として、大規模買付行為等がなされることに反対であり、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと合理的な根拠をもって判断した場合には、取締役会評価検討期間内に株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主総会を開催します。

なお、以下の(i)から(x)のいずれかに該当すると合理的な根拠をもって判断できる場合には、当社取締役会は、原則として当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断するものとします。もっとも、かかる判断は、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと合理的な根拠をもって判断できる場合に限って行うものであり、以下の(i)から(x)のいずれかに形式的に該当することのみをもって行うものではありません。

- (i) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買付けを行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- (ii) 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買付けを行っている場合
- (iii) 会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買付けを行っている場合
- (iv) 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買付けを行っている場合
- (v) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (vi) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません。）が、当社の企業価値に照

らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

- (vii) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様への判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様へ当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）などに代表される、構造上株主の皆様への判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (viii) 大規模買付者による支配権獲得により、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係が悪化すること等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合又は当該利益の確保および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- (ix) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後するため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合
- (x) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項、独立委員会の勧告又は意見等を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくこととなります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様への議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関

する議案が承認されたものとします。株主意思確認総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、その決議に従うものとします。具体的には、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない限り、その終結後、速やかに、当社取締役会において対抗措置を発動するために必要となる決議を行います。株主意思確認総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

② 大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動し、大規模買付行為等に対抗する場合があります。対抗措置の発動については、独立委員会の勧告を受けた上で決定することとしますが、独立委員会の勧告に基づいて、上記①に準じて株主意思確認総会を開催し、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形での意見表明を求めることがあります。

経済産業省に設置された企業価値研究会の2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」においても、恣意的な運用がなされないのであれば、「株主が買収の是非を適切に判断するための時間や情報を確保する場合や、被買収者の取締役会が、株主のために、買収者との交渉を通じてより良い買収条件を引き出すための交渉機会を確保する場合には、当該取締役会が買収防衛策を導入し、更に、合理的と認められる範囲の手続に反して一時停止しない買収者に対し、これを発動することが認められうる。」とされているところです。

なお、本プランに定めた手続を遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって本プランに定めた手続を遵守しないと認定することはしないものとします。

また、当社取締役会は、大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守したか否かの判断、及び大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守しなかったものとして対抗措置を発動すべきか否かの判断に際し、独立委員会の意見又は勧告を最大限尊重するものとします。

5 対抗措置の概要

当社取締役会は、上記4の手續に従い、対抗措置を発動する場合、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動に関する会社法上の機関としての決定を行います。

この場合、当社取締役会は具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行います。その概要は原則として別紙6に記載のとおりです。実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けます。

6 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プラン導入時に本プランが株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の無償割当ては実施されません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接的具体的な影響を与えることはありません。

(2) 新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）を講じる場合であっても、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（別紙6「新株予約権無償割当ての概要」5. に定める非適格者を除きます。次号(3)においても同じです。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

一方、別紙6「新株予約権無償割当ての概要」5. に定める非適格者に該当する株主については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

なお、当社は、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された後（新株予約権の無償割当ての効力発生後を含みます。）においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがありますが、これらを行うか否かは、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会で決定いたします。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に必要なとなる手続

対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

7 本プランの合理性を高める仕組み

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記Ⅰの会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員³の地位の維持を目的とするものではなく、高い合理性を有していると考えております。

(1) 買収への対応方針に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日最終改訂）の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっており、これらの指針等に定められる要件は、本プランにおいても充足されています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記1「本プランの目的及び概要」に記載のとおり、当社株券等に対する大規模買付行為等に際し、当該大規模買付行為等に応じるべきか否

かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(3) 事前の開示（予見可能性）

当社は、下記(4)「株主意思を直接的に反映するものであること（取締役の恣意的判断の排除）」に記載のとおり限定された場面において本プランに基づいて対抗措置を発動することができることを含め株主及び投資家の皆様並びに大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するため、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

(4) 株主意思を直接的に反映するものであること（取締役の恣意的判断の排除）

大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場面を、株主意思確認総会において対抗措置発動の決議がされた場合に限定しております。したがって、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆様のご意思が直接的に反映される設計としております。

(5) 外部専門家の意見の取得

上記4(3)「取締役会評価検討期間」に記載のとおり、当社取締役会は、必要に応じて独立委員会とは別の独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討を実施します。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

(6) 独立性の高い社外者の判断の重視（取締役の恣意的判断の排除）

上記4(4)「大規模買付行為等が実施された場合の対応」に記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、取締役の保身のために本プランが濫用されることを防止するため、対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を受け、当該勧告を最大限尊重することとしており、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保

するための手続も確保されております。

(7) デッドハンド型及びスローハンド型の対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。

また、当社は、取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、スローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）ではありません。

8 本プランの廃止の手続及び有効期間

本プランの有効期限は、2029年6月開催予定の当社の定時株主総会の終結の時までといたします。加えて、本プランは、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、独立委員会の賛同を得た上で、取締役会決議により、本プランの変更を行うことがあります。当社取締役会において、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

以 上

当社の大株主の状況

2026年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	当社への出資状況	
	持株数（株）	持株比率（％）
星医療酸器取引先持株会	576,860	18.460
UHPartners 2 投資事業有限責任組合	234,300	7.497
光通信KK投資事業有限責任組合	213,200	6.822
一星社株式会社	200,000	6.400
星 幸男	148,360	4.747
星 孝子	110,360	3.531
星 昌成	100,420	3.213
星医療酸器従業員持株会	67,347	2.155
UHPartners 3 投資事業有限責任組合	63,000	2.016
小池酸素工業株式会社	59,895	1.916

※当社は自己株式（295,100株）を保有しておりますが、上記大株主の記載からは除いております。

また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家等）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・ 独立委員会は、大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否かの判断、大規模買付行為等が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、全会一致をもってこれを行う。

以 上

独立委員会の委員の略歴

本プラン導入後の独立委員会の委員候補者及びその略歴は、以下のとおりであります。

【氏名】石尾 肇

【略歴】1984年11月 監査法人西方会計士事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
 1988年3月 公認会計士登録
 1988年12月 石尾公認会計士事務所開設 同所所長（現任）
 1988年12月 税理士登録
 1998年6月 監査法人エーマック（現 監査法人MMPGエーマック）代表社員（現任）
 2009年6月 当社監査役（現任）
 2025年3月 公益財団法人結核予防会理事（現任）
 現在に至る

【氏名】八木 雄一

【略歴】2003年10月 三本勝己税理士事務所入所
 2005年1月 辻・本郷税理士法人入所
 2014年11月 税理士登録
 2016年6月 八木税理士事務所開設 同所所長（現任）
 八木コンサルティング株式会社設立 代表取締役（現任）
 2019年6月 当社取締役（現任）
 現在に至る

【氏名】飯塚 孝徳

【略歴】1996年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）
 原田・尾崎・服部法律事務所（現 尾崎法律事務所）勤務
 1998年6月 SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社
 社外監査役
 2009年4月 飯塚総合法律事務所入所（現任）
 10月 株式会社企業再生支援機構（現 株式会社地域経済活性化支援機構）出向
 2011年10月 原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員（現任）
 2018年6月 SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社
 社外取締役（監査等委員）（現任）
 2021年6月 当社取締役（現任）
 現在に至る

- (注) 1. 石尾 肇氏、八木 雄一氏及び飯塚 孝徳氏につきましては、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。
2. 上記独立委員会の各委員候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

共同協調行為等の認定基準

- ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
- ※ 以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社及び子会社、並びに当該特定の株主、その親会社及び子会社の役員及び主要株主を含むものとする。
 1. 当社株式等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株式等の取得又は重要提案行為等の買取に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
 2. 取得した当社株式等の数量が相当程度の数量に達しているか
 3. 当社株式等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株式等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買取に向けた行動が開始された時期に近接し、又は本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
 4. 市場における当社株式等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
 5. 当該特定の株主が株式等を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株式等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
 6. 上記5.の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
 7. 上記5.記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び当該特定の株主（並びに当該認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員

の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続き、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれほどの程度か

8. 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
9. 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ。）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
10. 当社に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10.を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。）
11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11.を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。）
12. その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある及び/又は親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであると問わない。）
13. その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

大規模買付者に提供を求める情報

1. 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか又は間接であるかを問いません。以下同じとします。）、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンドの場合は各組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、出資割合、事業内容、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、及び過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、並びに役員の氏名、過去10年間の経歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、当社及び当社グループと同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
2. 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
3. 大規模買付行為等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細。なお目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付け等を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、並びに大規模買付行為等の後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
4. 大規模買付行為等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
5. 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法並びに、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、関連する取引の具体的内容を含みます。）
6. 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要

提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。)の有無及び意思連絡がある場合はその具体的内容及び当該第三者の概要

7. 大規模買付者及びそのグループによる、当社の株券等の保有状況、当社の株券等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社の株券等の貸株、借株及び空売り等の状況
8. 大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
9. 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
10. 大規模買付行為等の完了後に企図されている当社及び当社グループの経営方針、大規模買付行為等の完了後に派遣を予定している取締役候補者の経歴その他の詳細に関する情報（当社及び当社グループと同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為等の後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
11. 大規模買付行為等の後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び当社施設等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
12. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
13. 大規模買付行為等に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外国為替及び外国貿易法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
14. 大規模買付行為等の後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性
15. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式
2. 本新株予約権の目的となる株式の数
新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、取締役会が別途定める数とします。
3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
4. 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間は、取締役会が別途定める一定の期間とします。
5. 本新株予約権の行使の条件
 - (a) 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができません。
「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
 - (i) 大規模買付者
 - (ii) 大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項）
 - (iii) 大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）
 - (iv) 取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
 - (x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - (y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。なお、「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に該当するか否かの判定は、別紙4に定める基準に従い行うものとします。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。
 - (b) 新株予約権者は、当社に対し、上記5(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記5(a)の非適格者に該当しないことを含

みます。)についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。

- (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。
- (d) 上記5(c)の条件の充足の確認は、上記5(b)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとします。

6. 取得条項

- (a) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記5(a)及び(b)の規定に従い行使可能な(即ち、非適格者に該当しない者が保有する)もの(上記5(c)に該当する者が保有する本新株予約権を含みます。下記6(b)において「行使適格本新株予約権」といいます。)について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を対価として取得することができます。
- (b) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの(以下に記載する行使条件その他取締役会が定める内容のものとしします。以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。)を対価として取得すること等、大規模買付等に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあります。

(行使条件)

非適格者は、次に定める場合その他取締役会が定める場合を除き、第2新株予約権を行使することができません。

- (x) 大規模買付者が株主意思確認総会決議後に大規模買付行為等を中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを誓約するとともに、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合であって、かつ、
- (y) 当該処分を行った後における大規模買付者の株券等保有割合(但し、本

(y)において、株券等保有割合の計算に当たっては大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。)として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、当該処分を行った大規模買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する数の株式を目的とする第2新株予約権につき、当該20%を下回る割合の範囲内でのみ行使することができます。

- (c) 当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
7. 譲渡承認
譲渡による本新株予約権の取得には、取締役会の承認を要します。
8. 資本金及び準備金に関する事項
本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。
9. 端数
本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。
10. 新株予約権証券の発行
本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。
11. 株主に割り当てる本新株予約権の数
当社普通株式（当社の有する普通株式を除く。）1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとします。
12. 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主
取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主（当社を除く。）に対し、本新株予約権を割り当てます。
13. 本新株予約権の総数
取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社が有する普通株式の数を除く。）と同数とします。
14. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
取締役会が別途定める基準日以降の日で取締役会が別途定める日とします。

以 上

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化と拡充に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第2条 （現行どおり）
1. ～38. （条文省略） （新 設）	1. ～38. （現行どおり）
<u>39.</u> 前各号に附帯する一切の業務	<u>39.</u> 機械器具設置工事の請負及び施工
	<u>40.</u> （現行どおり）

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役12名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ほし まさ なり 星 昌 成 (1933年12月9日生)	1974年4月 当社取締役 1987年6月 当社代表取締役専務 1994年6月 当社代表取締役社長 2005年6月 当社代表取締役会長 2012年6月 当社取締役名誉会長 2014年6月 当社取締役会長 現在に至る	100,420株
2	ほし ゆき お 星 幸 男 (1959年9月3日生)	1994年6月 当社取締役東京事業所長 1996年6月 当社取締役首都圏中部地区担当兼東京事業所長 1999年6月 当社常務取締役首都圏中部地区担当兼東京事業所長 2000年4月 当社常務取締役医療ガス事業本部長 2001年10月 当社専務取締役医療ガス事業本部長 2005年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	148,360株
3	ほし まさ ひろ 星 昌 浩 (1962年3月28日生)	1994年6月 当社取締役総務部次長 1998年7月 当社取締役社長室長 1999年6月 当社常務取締役社長室長 2005年6月 当社専務取締役社長室長 現在に至る	59,290株
4	も がき ゆき お 茂 垣 行 雄 (1959年10月6日生)	2000年4月 当社東京事業所長 2002年4月 当社執行役員東京事業所長 2003年6月 当社執行役員東京地区担当 2004年6月 当社取締役東京地区担当 2005年6月 当社取締役東京・埼玉地区担当 2006年4月 当社常務取締役営業本部長 2010年2月 当社常務取締役営業本部長兼東京・埼玉地区担当 2014年4月 当社常務取締役営業本部長兼東京・神奈川・埼玉・松戸・長野・山梨地区担当 2017年6月 当社専務取締役営業本部長兼北関東・栃木・埼玉・松戸・西東京・南東京・京浜・横浜・神奈川・長野・甲府地区担当 2018年6月 当社専務取締役営業本部長兼北関東・松戸・西東京・南東京・京浜・横浜・神奈川・長野・甲府地区担当 2023年5月 当社専務取締役営業本部長兼北関東・松戸・西東京・南東京・京浜・横浜・神奈川・甲府地区統括兼購買部長 2023年6月 当社専務取締役兼北関東・松戸・西東京・南東京・京浜・横浜・神奈川・甲府地区統括兼購買部長 2024年10月 当社専務取締役兼千葉・松戸・北関東・南東京・京浜・横浜・神奈川・西東京・甲府地区統括兼管理本部長兼購買部長 現在に至る	16,031株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 の 数
5	ぬか がり みつ お 額 狩 光 男 (1963年6月7日生)	<p>1994年4月 当社郡山営業所長 1999年10月 当社東北事業所長 2002年12月 当社茨城事業所長 2005年4月 当社執行役員茨城事業所長 2006年6月 当社取締役茨城事業所長兼茨城・福島地区担当 2009年4月 当社取締役茨城・福島・東北・栃木・群馬・長野地区担当 2011年6月 当社常務取締役営業副本部長兼医療配管設備事業部長兼北海道・千葉・茨城・福島・東北・栃木・群馬・長野地区担当 2015年6月 当社常務取締役営業副本部長兼医療設備事業部担当兼北海道・東北・福島・千葉・茨城地区担当 2017年6月 当社常務取締役営業副本部長兼北海道・東北・福島・千葉・茨城地区担当 2019年6月 当社常務取締役営業副本部長兼北海道・東北・岩手・郡山・栃木・千葉・茨城地区統括 2022年6月 当社常務取締役営業副本部長兼札幌・岩手・東北・郡山・栃木・茨城・千葉地区統括兼購買部長 2023年6月 当社常務取締役営業副本部長兼札幌・岩手・東北・郡山・栃木・茨城・千葉地区統括兼北海道ブロック長兼東北ブロック長(岩手・東北・郡山) 2024年6月 当社常務取締役営業副本部長兼札幌・岩手・東北・郡山・栃木・茨城地区統括兼北海道・九州地区担当 現在に至る</p>	9,731株
6	ほし とおる 星 徹 (1987年10月22日生)	<p>2011年4月 日医工株式会社入社 2017年4月 当社入社 2023年4月 当社経営戦略副本部長 2024年4月 当社上席執行役員経営戦略副本部長 2025年6月 当社取締役経営戦略副本部長 2026年4月 当社常務取締役経営戦略副本部長 現在に至る</p>	30,500株
7	ほし あきら 星 輝 (1989年12月27日生)	<p>2012年4月 株式会社三井住友銀行入行 2018年5月 当社入社 2023年4月 当社財務部長兼社長室 2024年4月 当社上席執行役員財務部長兼社長室 2025年6月 当社取締役財務部長兼社長室 2026年4月 当社常務取締役財務部長兼社長室 現在に至る</p>	30,400株
8	すず き やす ゆき 鈴 木 康 之 (1972年5月23日生)	<p>1997年10月 当社横浜営業所長 2000年4月 当社東京事業所長 2003年5月 当社名古屋営業所長 2010年7月 当社名古屋支店長 2014年6月 当社取締役 2024年4月 当社取締役兼東海地区担当 現在に至る <重要な兼職の状況> (株)テイ・エム・シー代表取締役</p>	3,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	とく なが だい すけ 徳永大輔 (1972年10月19日生)	1997年10月 (株)星医療酸器関西西明石営業所長 2003年5月 (株)星医療酸器関西徳島営業所長 2008年6月 (株)星医療酸器関西取締役 2016年6月 当社取締役 2020年6月 当社取締役北海道・東北・岩手・郡山ブロック長 2022年6月 当社取締役北海道ブロック長兼東北ブロック長(岩手・東北・郡山) 2023年5月 当社取締役兼関西地区担当兼中四国地区担当兼九州地区担当 2024年6月 当社取締役兼関西地区担当兼中四国地区担当 現在に至る	3,500株
10	はや みず かず ひろ 早水 和博 (1964年8月10日生)	1989年4月 当社より(株)星エンジニアリングへ出向 1995年10月 (株)星エンジニアリング取締役 2005年6月 (株)星エンジニアリング専務取締役 2015年4月 当社が(株)星エンジニアリングを吸収合併したことにより、当社医療設備事業部長 2017年6月 当社取締役医療設備事業部長 現在に至る	8,531株
11	【社外取締役候補者】 や ぎ ゆう いち 八木 雄一 (1979年5月23日生)	2003年10月 三本勝己税理士事務所入所 2005年1月 辻・本郷税理士法人入社 2014年11月 税理士登録 2016年6月 八木税理士事務所開設同所長(現任) 八木コンサルティング株式会社設立 代表取締役(現任) 2019年6月 当社取締役 現在に至る <重要な兼職の状況> 八木税理士事務所所長 八木コンサルティング株式会社代表取締役	一株
12	【社外取締役候補者】 いい づか たかのり 飯塚 孝徳 (1966年6月1日生)	1996年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 原田・尾崎・服部法律事務所(現 尾崎法律事務所)勤務 1998年6月 SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社社外監査役 2009年4月 飯塚総合法律事務所入所(現任) 10月 株式会社企業再生支援機構(現 株式会社地域経済活性化支援機構)出向 2011年10月 原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員(現任) 2018年6月 SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年6月 当社取締役 現在に至る <重要な兼職の状況> 飯塚総合法律事務所パートナー 原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員 SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社社外取締役(監査等委員)	一株

- (注) 1. 八木雄一氏及び飯塚孝徳氏は、社外取締役の候補者であります。
2. 八木雄一氏及び飯塚孝徳氏につきましては、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。

3. 各取締役と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割
 - (1) 八木雄一氏は、既に7年間当社の社外取締役として、税理士としての専門知識・経験等の知識を十分に経営に活かしていただいております。公正かつ客観的な意見もいただいております。今後も引き続き社外取締役として取締役会の意思決定に適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。
 - (2) 飯塚孝徳氏は、既に5年間当社の社外取締役として、弁護士としての専門知識・経験等の知識を十分に経営に活かしていただいております。公正かつ客観的な意見もいただいております。今後も引き続き社外取締役として取締役会の意思決定に適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役青木経一郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
かた おか のぶ よし 片岡信善 (1964年6月1日生)	2000年4月 当社千葉支店長 2010年12月 (株)星医療酸器関西京都営業所長 2013年4月 当社京浜営業所長 2016年9月 当社総務部担当部長 2019年6月 当社総務部長 2022年4月 当社執行役員総務部長 2025年10月 当社執行役員管理本部長 現在に至る	1,631株

(注) 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任される青木経一郎氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
あおき けいいちろう 青木 経 一 郎	2020年6月 当社常勤監査役 現在に至る

以 上

事 業 報 告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気は一部に足踏みが見られるものの、雇用・所得環境の改善が進む中で各種政策の効果もあって、緩やかに回復しております。

先行きにつきましても、緩やかな回復の継続が期待されるものの、物価上昇の継続による消費者マインドの下振れや、米国の通商政策等が及ぼす外部環境の変化、さらには金融資本市場の変動などが景気を下押しするリスク要因として懸念され、引き続き注視が必要な状況にあります。

このような環境のもと、当社グループは取扱商品・サービスの安定供給とお取引先様と従業員の安全確保を最優先に事業を継続し、医療・介護・福祉分野において企業としての社会的責任を果たしてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高は15,520百万円（前期比2.8%増）、営業利益は1,919百万円（前期比3.2%減）、経常利益は2,000百万円（前期比2.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,372百万円（前期比6.2%減）となりました。

各部門の業績の概況は、次のとおりであります。

医療用ガス関連事業

当部門は、公定価格が実質上の収益メリットとなりにくい環境のもと、保安と安定供給を第一義とした事業運営に徹し、緊急対応に可能な医療用酸素ガスの供給体制を維持し、原価を意識した製品価格の見直しによる経費の効率化に取り組んでまいりました。また物流サービスの再構築に着目した働き方改革では、固定費等のコストアップが課題となりました。

これらの結果、売上高は3,944百万円、前期比1.5%減となりました。

在宅医療関連事業

当部門は、国の施策による在宅医療推進の流れを背景に、患者様及び医療機関のニーズに的確に対応し、きめ細やかな営業活動を継続いたしました。その結果「HOT（在宅酸素療法）」、「CPAP（持続陽圧呼吸療法）」共に堅調に推移いたしました。利益面では世界的な原材料価格の上昇やエネルギー関連コストの高騰が続いたものの、自助努力による合理化施策を推進し、収益性の確保に努めてまいりました。

これらの結果、売上高は7,226百万円、前期比7.4%増となりました。

医療用ガス設備工事関連事業

当部門は、医療用ガス設備並びに消火設備の配管工事及び保守点検業務を行っております。保守点検業務及びそれに伴う修繕・更新工事は安定した売上を確保しておりますが、ここ数年の医療機関における設備投資の減少及び受注物件の工事完成月が順延したことにより、完成工事高が減少いたしました。

これらの結果、売上高は1,719百万円、前期比7.6%減となりました。

介護福祉関連事業

当部門は、介護福祉関連機器のレンタル及び販売部門におきまして、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所及び病院・施設への継続的な営業活動を図っておりますが、レンタル売上及び販売におきましても順調に推移いたしました。一方、デイサービス及び訪問看護事業所部門におきましては、都内4拠点事業を事業基盤として地域へのPR活動強化による認知度アップと人材確保に取り組みながら運営体制の整備を進め、サービス品質の向上に努めました。

これらの結果、売上高は1,194百万円、前期比2.8%増となりました。

施設介護関連事業

当部門は、有料老人ホーム「ライフステージ阿佐ヶ谷（東京都杉並区）」におきましては、24時間看護師常駐や地元医療機関との連携の更なる構築を図り、高付加価値サービスの提供と、人材育成の体制を強化いたしました。また、入居者様の多様性を把握した上で、感染症予防とまん延防止を第一とした施策を徹底することにより、入居者様やご家族様への「安心」「安全」をお届けし、入居率の向上に努めてまいりました。通所介護施設「あしつよ・文京（東京都文京区）」、「あしつよ巣鴨（東京都豊島区）」、「あしつよ王子（東京都北区）」におきましても、感染症予防に努めつつ地元密着のサービスの提供と顧客サービスの多様化に対応することにより稼働率アップに努めました。

これらの結果、売上高は350百万円、前期比5.8%増となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,185百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ・ 容器
- ・ 岩手営業所（土地建物）
- ・ 在宅酸素療法用酸素供給装置等

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「医療用ガス関連事業」「在宅医療関連事業」「医療用ガス設備工事関連事業」「介護福祉関連事業」「施設介護関連事業」の5つを基幹事業と位置づけ、それぞれの専門性を活かした事業展開を推進しております。

高齢化の進展や社会保障制度の変化、地域包括ケアシステムの推進を背景として、医療・介護サービスは入院中心から在宅・地域密着型へと大きくシフトしております。当社グループはこうした社会環境の変化を成長機会と捉え、各事業の強みを活かしながら、医療・介護の連携によるサービス提供体制の強化を図ってまいります。また、これらの環境変化に柔軟かつ迅速に対応できる経営基盤を構築するため、営業力の強化に加え、M&Aによる事業基盤の拡充、商材および販路の拡大、多様な人材の採用・育成などの施策を推進してまいります。さらに、DXの推進や業務プロセスの見直しを通じて、人的資源を含めた経営資源の最適配分と効率的な組織運営を実現し、持続的な成長と収益基盤の強化を図ってまいります。

今後も当社グループは、社会・経済・制度環境の変化を的確に捉えながら、これまで培ってきた顧客基盤及び販売ネットワークを活かした事業戦略を推進してまいります。医療・介護分野におけるトータルソリューションの提供を通じて、医療インフラの安定的な提供という社会的使命を果たすとともに、企業としての持続的な成長と社会貢献の両立を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 49 期 (2022/4～2023/3)	第 50 期 (2023/4～2024/3)	第 51 期 (2024/4～2025/3)	第 52 期 (当連結会計年度) (2025/4～2026/3)
売 上 高(千円)	13,779,777	14,778,211	15,102,329	15,520,127
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,253,684	1,404,312	1,463,492	1,372,777
1株当たり当期純利益(円)	402.98	450.70	469.18	439.59
総 資 産(千円)	21,247,181	23,037,216	24,590,021	26,743,855
純 資 産(千円)	15,591,462	17,372,932	18,715,939	20,325,936

(注) 「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 49 期 (2022/4～2023/3)	第 50 期 (2023/4～2024/3)	第 51 期 (2024/4～2025/3)	第 52 期 (当事業年度) (2025/4～2026/3)
売 上 高(千円)	11,784,504	12,382,387	14,942,019	15,353,134
当 期 純 利 益(千円)	1,089,140	1,208,647	2,225,774	1,314,190
1株当たり当期純利益(円)	350.09	387.91	713.56	420.83
総 資 産(千円)	19,121,802	20,373,478	23,516,535	25,511,021
純 資 産(千円)	13,778,214	15,214,874	17,347,860	18,775,716

(注) 「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除して算定しております。

(10) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社エイ・エム・シー	10,000千円	70%	・各種医療用ガスの製造・販売
株式会社アイ・エム・シー	25,000	80	・各種医療用ガスの製造・販売
株式会社ケイ・エム・シー	10,000	100	・各種医療用ガスの製造・販売
株式会社テイ・エム・シー	25,000	100	・各種医療用ガスの製造・販売
株 式 会 社 虎 彰	10,000	70	・福祉用具の販売・貸与

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な事業内容

当社は、各種医療用ガス、各種医療用機器、各種医療用消耗品等の製造、販売並びに医療用配管設備、在宅酸素療法用酸素供給装置の設計、据付、修理、保守、販売及びこれらに付帯する事業と、有料老人ホーム並びに通所介護施設、訪問看護・居宅支援事業所等の運営を行っております。

(12) 主要な事業所及び営業所

① 当社

支 店	千 葉 (千葉県千葉市)	福 岡 (福岡県糸島市)
事 業 所	東 北 (宮城県仙台市) 茨 城 (茨城県小美玉市) 栃 木 (栃木県鹿沼市) 北関東 (群馬県伊勢崎市) 東 京 (東京都足立区)	西東京 (東京都国立市) 神奈川 (神奈川県綾瀬市) 甲 府 (山梨県中巨摩郡) 名古屋 (愛知県小牧市) 大 阪 (大阪府交野市)
営 業 所	札 幌 (北海道札幌市) 岩 手 (岩手県盛岡市) 郡 山 (福島県郡山市) 埼 玉 (埼玉県桶川市) 松 戸 (千葉県松戸市) 南東京 (東京都品川区) 京 浜 (神奈川県川崎市) 横 浜 (神奈川県横浜市) 沼 津 (静岡県裾野市) 静 岡 (静岡県静岡市)	浜 松 (静岡県浜松市) 三 河 (愛知県岡崎市) 四日市 (三重県四日市市) 南大阪 (大阪府堺市) 京 都 (京都府京都市) 尼 崎 (兵庫県尼崎市) 西神戸 (兵庫県神戸市) 岡 山 (岡山県倉敷市) 徳 島 (徳島県板野郡) 宮 崎 (宮崎県宮崎市)
有料老人ホーム	ライフステージ阿佐ヶ谷 (東京都杉並区)	
通所介護施設	あしつよ・文京 (東京都文京区) あしつよ巣鴨 (東京都豊島区) あしつよ王子 (東京都北区)	
訪問看護・居宅支援事業所	星医療酸器訪問看護・リハビリステーション巣鴨 (東京都文京区) 星医療酸器訪問看護・リハビリステーション阿佐ヶ谷 (東京都杉並区) 星医療酸器訪問看護・リハビリステーション王子 (東京都北区) 星医療酸器訪問看護・リハビリステーション荒川 (東京都荒川区)	

② 子会社

会 社 名	本 社 所 在 地
株 式 会 社 エ イ ・ エ ム ・ シ ー	東京都足立区
株 式 会 社 ア イ ・ エ ム ・ シ ー	茨城県小美玉市
株 式 会 社 ケ イ ・ エ ム ・ シ ー	神奈川県綾瀬市
株 式 会 社 テ イ ・ エ ム ・ シ ー	愛知県小牧市
株 式 会 社 虎 彰	埼玉県所沢市

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
527名	27名増

(注) 従業員数は就業人員であり、パート95名と顧問2名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
453名	25名増	39.9才	10.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、パート93名と顧問2名は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,420,000株
(自己株式295,100株を含む)
- (3) 株 主 数 1,128名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
星 医 療 酸 器 取 引 先 持 株 会	576,860株	18.46%
UHPartners2 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	234,300	7.50
光 通 信 K K 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	213,200	6.82
一 星 社 株 式 会 社	200,000	6.40
星 幸 男	148,360	4.75
星 孝 子	110,360	3.53
星 昌 成	100,420	3.21
星 医 療 酸 器 従 業 員 持 株 会	67,347	2.16
UHPartners3 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	63,000	2.02
小 池 酸 素 工 業 株 式 会 社	59,895	1.92

(注) 1. 当社は、自己株式295,100株を保有しておりますが、上記の大株主には含めておりません。
2. 持株比率は、自己株式(295,100株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2026年1月9日開催の取締役会決議に基づき、当社並びに当社子会社の従業員に対して、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を2026年3月23日に実施し、普通株式2,800株の割当てをいたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	星 昌成	
代表取締役社長	星 幸男	
専務取締役	星 昌浩	社長室長
専務取締役	茂 垣行雄	千葉・松戸・北関東・南東京・京浜・横浜・神奈川・西東京・甲府地区統括兼管理本部長兼購買部長
常務取締役	額 狩光男	営業本部長兼札幌・岩手・東北・郡山・栃木・茨城地区統括兼北海道・九州地区担当
取締役	鈴木 康之	東海地区担当 (株)テイ・エム・シー代表取締役
取締役	徳 永大輔	関西地区担当兼中四国地区担当
取締役	早 水 博	医療設備事業部長
取締役	八 木 雄一	八木税理士事務所所長 八木コンサルティング株式会社代表取締役
取締役	星 徹	経営戦略本部長
取締役	星 輝	財務部長兼社長室
取締役	飯 塚 孝徳	飯塚総合法律事務所パートナー 原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員 SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社社外取締役(監査等委員)
常勤監査役	青 木 経一郎	(株)エイ・エム・シー監査役 (株)アイ・エム・シー監査役 (株)ケイ・エム・シー監査役
常勤監査役	賀 集 映二	(株)エイ・エム・シー監査役 (株)ケイ・エム・シー監査役
監査役	徳 田 孝司	辻・本郷税理士法人特別顧問 一般社団法人地方公会計研究センター理事長
監査役	石 尾 肇	石尾公認会計士事務所所長 監査法人MMPGエーマック代表社員 公益財団法人結核予防会理事

- (注)
1. 取締役八木雄一氏及び飯塚孝徳氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役八木雄一氏は、税理士の資格を有しており、相当程度の知見を有するものであります。
 3. 取締役飯塚孝徳氏は、弁護士資格を有しており、相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役徳田孝司氏及び石尾肇氏は、社外監査役であります。
 5. 監査役徳田孝司氏及び石尾肇氏は、税理士並びに公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 八木雄一氏、飯塚孝徳氏及び石尾肇氏は、「東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2」に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 7. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
 - (1) 就任
 1. 2025年6月26日開催の第51回定時株主総会において、星徹氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。
 2. 2025年6月26日開催の第51回定時株主総会において、星輝氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。
 3. 2025年6月12日付で監査役徳田孝司氏は、一般社団法人地方公会計研究センター理事長に就任いたしました。
 - (2) 退任
 1. 2025年6月23日付で監査役石尾肇氏は、大樹生命保険株式会社社外監査役を任期満了により退任いたしました。
 8. 取締役星徹氏は、2026年4月3日開催の取締役会において、常務取締役に選定され就任いたしました。
 9. 取締役星輝氏は、2026年4月3日開催の取締役会において、常務取締役に選定され就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	12名	378,510千円
監 査 役	4	19,590
合 計	16	398,100

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬額は、報酬限度額を株主総会の決議（取締役については以下5項、監査役については以下6項）により決定しており、各取締役及び監査役の報酬額を、社外役員と代表取締役社長及び取締役会長で構成される報酬委員会による事前審議を経た上で、取締役会の決議により決定しており、基本報酬は、月例の固定報酬のみとしており、業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
3. 上記の支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額90,030千円が含まれております。
4. 上記には、社外役員4名への支給額7,350千円が含まれております。
5. 取締役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第25回定時株主総会において、月額5,000万円以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役の員数は14名であります。
6. 監査役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第35回定時株主総会において、月額400万円以内と決議いただいております。当該決議に係る監査役の員数は4名であります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係
- 取締役八木雄一氏は、八木税理士事務所所長で且つ八木コンサルティング株式会社の代表取締役であります。同税理士事務所、同会社と当社の間には特別な関係はございません。
- 取締役飯塚孝徳氏は、飯塚総合法律事務所のパートナーで且つ原子力損害賠償紛争解決センターの仲介委員並びにSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。同法律事務所並びに同センター、同会社と当社との間には特別な関係はございません。
- 監査役徳田孝司氏は、辻・本郷税理士法人の特別顧問であり、同法人と当社は2013年4月1日付で顧問契約を締結しておりますが、同氏は同契約に基づく業務は担当しておりません。また2025年6月12日付で一般社団法人地方公会計研究センターの理事長に就任いたしました。同センターと当社との間には特別な関係はございません。
- 監査役石尾肇氏は、石尾公認会計士事務所の所長で且つ監査法人MMPGエーマックの代表社員並びに公益財団法人結核予防会理事であります。同事務所並びに同監査法人、同公益財団法人と当社との間には特別な関係はございません。また、大樹生命保険株式会社社外監査役を兼務しておりましたが、2025年6月23日付で任期満了により退任しております。なお、同会社と当社との間には特別な関係はございませんでした。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言内容

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	八 木 雄 一	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席いたしました。税理士としての専門的見識に基づき、取締役会において、適宜、必要な発言を行っております。
社 外 取 締 役	飯 塚 孝 徳	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席いたしました。弁護士としての専門的見識に基づき、取締役会において、適宜、必要な発言を行っております。
社 外 監 査 役	徳 田 孝 司	当事業年度開催の取締役会には、13回中12回に出席し、監査役会には、5回中5回に出席いたしました。公認会計士並びに税理士としての専門的見識に基づき、監査役会及び取締役会において、適宜、必要な発言を行っております。
社 外 監 査 役	石 尾 肇	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席し、監査役会には、5回中5回に出席いたしました。公認会計士並びに税理士としての専門的見識に基づき、監査役会及び取締役会において、適宜、必要な発言を行っております。

③ 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額
該当事項はありません。

④ 上記事項に対する当該社外役員の意見
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはそれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、監査役会が、会計監査人が会社法第340条第1項各号に規定する解任事由に該当すると判断したときは、会計監査人を解任又は不再任とする決定を行う方針です。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

<業務の適正を確保するための体制>

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業理念の中でコンプライアンスに基づく企業活動を掲げると共に、取締役、執行役員、従業員を含め、法令、定款及び社内規程の遵守、徹底を図る。
- ② 取締役会は取締役会規程を定め、月1回開催を原則とし、必要に応じて随時開催し取締役間の意思疎通を図ると共に、法令に従い相互に業務執行の監督をする。
- ③ 取締役の職務執行は、法令並びに監査役の監査方針に従い、監査役が監査をする。
- ④ 取締役会の下部組織として内部統制推進委員会を設置し、委員会は本方針に基づいた運用状況の確認と、改善を要する場合は関係部署を通じて改善措置を講じる。また、確認した結果及び改善を要する事項は定期的に取り締役に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規程及び文書管理規程に基づき記録し、保存・管理する。記録は文書保存及び保存要領に定められた期間、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は事業の継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ② リスク管理委員会を設置し、各部門のリスク管理体制の整備を支援すると

共に、全社的なリスクの把握及び取組状況を監査し、結果を適時取締役会に報告する。

- ③ 各部門長及び使用人は自部門のリスク管理体制を適宜整備・改善すると共に、自部門に内在するリスクの洗い出し、リスクの軽減に努める。
- ④ 工場の安全及び環境整備に関しては、安全対策のための基本方針及び事故発生時の対策措置について定めた「安全対策本部規程」等に基づき、適宜整備・改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 効率的な業務執行を執り行うため、業務分掌規程等によって、職務分掌を適切に定め、権限委譲を行い機動的な意思決定に努める。
- ② 適切な人事考課、充実した社員研修を行い、社員のモラルを高めるように努める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 使用人は、法令及び就業規則・関係諸規程に基づき、企業理念・法令遵守・企業倫理に則った業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行う。
- ② 内部監査室は、コンプライアンス及び内部監査を担当し、「内部監査規程」に基づき各部門の業務監査・会計監査を実施し、不正の発見、防止及びその改善を図ると共に、監査結果を報告する。
- ③ CSR推進本部と人事部は、連携してコンプライアンスの周知徹底を図るために定期的に社員研修を実施する。
- ④ 違法行為等によるコンプライアンスリスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築を図る。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の連結子会社の経営については、子会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告及び重要案件の事前協議を実施する等、適正な子会社管理に努める。
- ② 子会社の監査役は当社の監査役が兼務し、当社の取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、当社の監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
- ③ 子会社は当社との連携を図り、内部統制システムの整備を図る。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。
- ② 使用人の異動・評価は、監査役の同意を得ることとする。

(8) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役、執行役員、使用人は、監査役の求めに応じて業務執行状況を報告する。
- ② 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は、速やかに監査役に報告する。

(9) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役、監査法人は適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深める。また、内部監査部門と緊密な連携を保つと共に、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
- ② 監査役会は代表取締役及び取締役会に対して、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況・結果について適宜報告する。

<業務の適正を確保するための運用状況の概要>

- ① 取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項や経営にかかわる重要な事項を決定するとともに、取締役間意思疎通を図り相互に業務執行を監督しました。
- ② 監査役会を5回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査しました。
- ③ 内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への安定的な利益還元を念頭にしつつ、経営基盤の強化及び今後の事業展開等を勘案し、将来的な企業価値向上に資する内部留保にも努めることを基本方針としております。

当社の配当決定につきましては、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めておりますので、当期の期末配当等につきまして、2026年5月11日開催の取締役会において次のとおり決定を行っております。

<期末配当に関する事項>

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金45円 総額 140,620,500円
(既に実施済みの、中間配当1株あたり45円と合算し、年間配当90円)
- (3) 決議日
2026年5月11日
- (4) 効力発生日
2026年6月26日

<剰余金の処分に関する事項>

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 1,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 1,000,000,000円



※ 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,425,923	流動負債	4,546,395
現金及び預金	11,210,930	支払手形及び買掛金	2,662,803
受取手形、売掛金及び契約資産	2,892,507	リース債務	668,537
商品及び製品	105,409	未払費用	338,990
未成工事支出金	67,961	未払法人税等	355,621
原材料及び貯蔵品	45,734	賞与引当金	202,948
その他	107,682	その他	317,495
貸倒引当金	△4,303		
固定資産	12,317,931		
有形固定資産	6,894,853	固定負債	1,871,523
建物及び構築物	1,433,125	リース債務	614,421
機械装置及び運搬具	152,734	役員退職慰勞引当金	914,040
工具、器具及び備品	360,949	長期預り保証金	5,145
土地	3,645,607	繰延税金負債	309,375
リース資産	1,159,249	その他	28,540
建設仮勘定	143,188		
無形固定資産	146,046		
ソフトウェア	121,980	負債合計	6,417,919
電話加入権	1,314	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	22,561	株主資本	18,644,444
その他	189	資本金	436,180
投資その他の資産	5,277,031	資本剰余金	576,088
投資有価証券	4,164,434	利益剰余金	18,462,749
長期前払費用	120,575	自己株式	△830,573
退職給付に係る資産	404,587	その他の包括利益累計額	1,361,021
保険積立金	400,603	その他有価証券評価差額金	1,310,520
その他	192,566	退職給付に係る調整累計額	50,500
貸倒引当金	△5,736	非支配株主持分	320,469
		純資産合計	20,325,936
資産合計	26,743,855	負債・純資産合計	26,743,855

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,520,127
売上原価	7,843,325
売上総利益	7,676,802
販売費及び一般管理費	5,757,578
営業利益	1,919,223
営業外収益	103,709
受取利息及び配当金	84,016
受取家賃	8,516
仕入割引	4,421
雑収入	6,754
営業外費用	22,010
支払利息	18,270
雑損失	3,740
経常利益	2,000,922
特別利益	694
固定資産売却益	694
特別損失	10,348
固定資産除却損	10,348
税金等調整前当期純利益	1,991,269
法人税、住民税及び事業税	633,592
法人税等調整額	△22,503
法人税等合計	611,089
当期純利益	1,380,180
非支配株主に帰属する当期純利益	7,402
親会社株主に帰属する当期純利益	1,372,777

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	13,605,518	流動負債	4,995,920
現金及び預金	10,452,318	支払手形及び買掛金	3,203,288
受取手形、売掛金及び契約資産	2,867,325	リース債務	666,352
商品	78,282	未払費用	294,757
未成工事支出金	67,961	未払法人税等	345,099
原材料及び貯蔵品	38,872	賞与引当金	182,400
その他の	105,061	その他の	304,022
貸倒引当金	△4,303		
固定資産	11,905,502	固定負債	1,739,384
有形固定資産	6,886,023	リース債務	614,323
建物	1,334,618	役員退職慰労引当金	914,040
構築物	97,172	繰延税金負債	177,335
機械及び装置	108,422	その他の	33,685
車両運搬具	40,698		
工具、器具及び備品	358,861		
土地	3,645,607	負債合計	6,735,305
リース資産	1,157,455	純資産の部	
建設仮勘定	143,188	株主資本	17,594,623
無形固定資産	144,893	資本金	436,180
ソフトウェア	120,899	資本剰余金	576,088
ソフトウェア仮勘定	22,561	資本準備金	513,708
その他の	1,431	その他資本剰余金	62,380
投資その他の資産	4,874,585	利益剰余金	17,412,928
投資有価証券	3,769,985	利益準備金	19,810
関係会社株式	171,563	その他利益剰余金	17,393,118
長期前払費用	120,575	別途積立金	14,290,000
前払年金費用	285,166	繰越利益剰余金	3,103,118
保険積立金	399,182	自己株式	△830,573
その他の	133,847	評価・換算差額等	1,181,093
貸倒引当金	△5,736	その他有価証券評価差額金	1,181,093
		純資産合計	18,775,716
資産合計	25,511,021	負債・純資産合計	25,511,021

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,353,134
売上原価	8,087,677
売上総利益	7,265,457
販売費及び一般管理費	5,542,076
営業利益	1,723,380
営業外収益	212,074
受取利息及び配当金	73,545
受取家賃	40,136
受取賃貸料	46,920
仕入割引	4,334
雑収入	47,139
営業外費用	25,064
支払利息	18,230
雑損失	6,833
経常利益	1,910,390
特別利益	694
固定資産売却益	694
特別損失	10,348
固定資産除却損	10,348
税引前当期純利益	1,900,737
法人税、住民税及び事業税	610,359
法人税等調整額	△23,812
法人税等合計	586,547
当期純利益	1,314,190

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社星医療酸器
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中居 仁良
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社星医療酸器の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社星医療酸器及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を適正とするべく、適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公認されるべき会計基準に基き、我が国に於いて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類が不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集めると、重要性があると判断される。また、重要な虚偽表示があると合理的に見込まれる場合には、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではない。監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に依じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論を出す。継続した前提に関する注記事項が適切でない場合は、連結計算書類について除外的意見表明を行う。監査人は、監査の結論は、将来の事象や状況に関する連日継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画して実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲責任を負う。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守し、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社星医療酸器
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中居 仁良
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社星医療酸器の2025年4月1日から2026年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等と認められる場合には当該事項を開示する責任がある。我が国において一般に公正妥当と認められる監査の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正虚偽表示がないかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。不正虚偽表示の不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計した場合に重要な性質があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価することを経営者から継続手続の前提として計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価する。また、重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。
- 経営者が継続手続の前提として計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価する。また、重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。
- 経営者が継続手続の前提として計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価する。また、重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価することを経営者から継続手続の前提として計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価する。また、重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。
- 経営者が継続手続の前提として計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価する。また、重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。
- 経営者が継続手続の前提として計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価する。また、重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2026年5月25日

株 式 会 社 星 医 療 酸 器 監 査 役 会

常勤監査役 青木 経 一 郎 ㊟

常勤監査役 賀 集 映 二 ㊟

監査役 (社外監査役) 徳 田 孝 司 ㊟

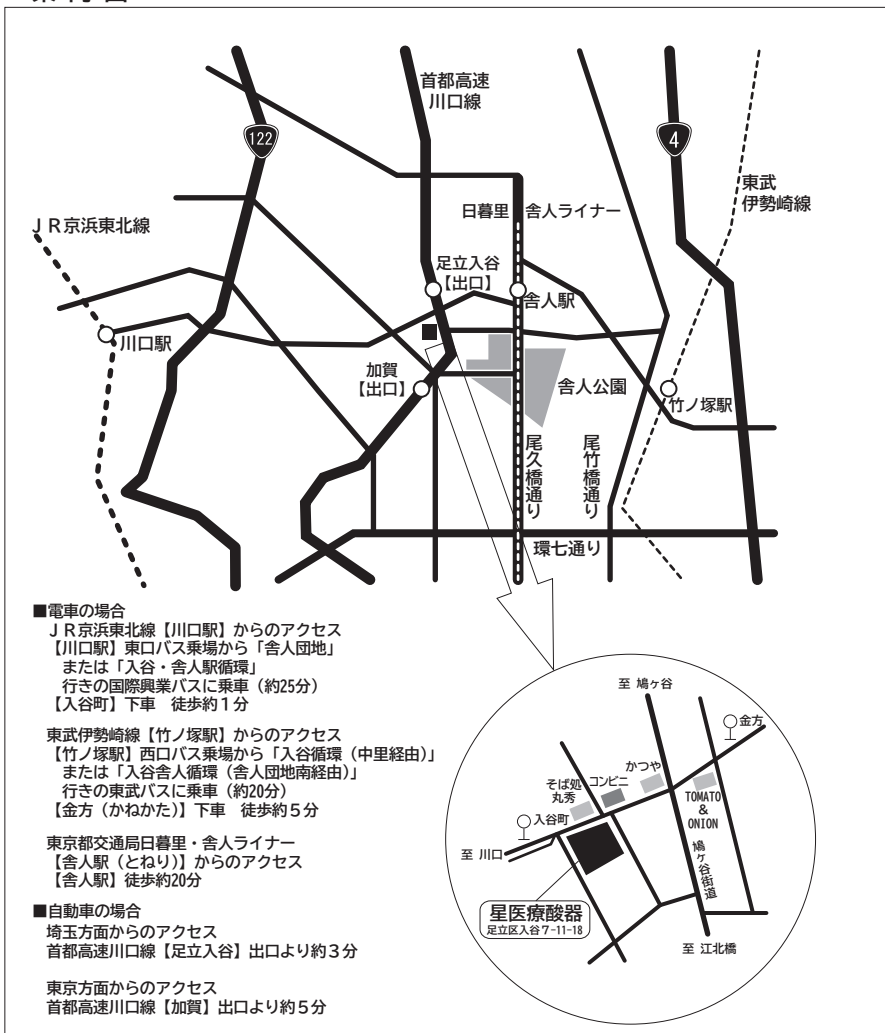
監査役 (社外監査役) 石 尾 肇 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都足立区入谷七丁目11番18号
当社本社会議室
電話 (03) 3899-2101(代表)

< 案内図 >



◆株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

電子提供措置の開始日2026年6月3日

書面交付請求省略事項

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社星医療酸器

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	436,180	569,866	17,339,833	△838,246	17,507,633
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△249,861		△249,861
親会社株主に帰属する当期純利益			1,372,777		1,372,777
自 己 株 式 の 取 得				△217	△217
株式報酬制度による自己株式の処分		6,221		7,890	14,112
連結範囲の変更に伴う剰余金減少額					—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	6,221	1,122,916	7,672	1,136,810
当 期 末 残 高	436,180	576,088	18,462,749	△830,573	18,644,444

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	899,846	22,113	921,959	286,346	18,715,939
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△249,861
親会社株主に帰属する当期純利益					1,372,777
自 己 株 式 の 取 得					△217
株式報酬制度による自己株式の処分					14,112
連結範囲の変更に伴う剰余金減少額					—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	410,674	28,387	439,061	34,123	473,185
当 期 の 変 動 額 合 計	410,674	28,387	439,061	34,123	1,609,996
当 期 末 残 高	1,310,520	50,500	1,361,021	320,469	20,325,936

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社は、(株)エイ・エム・シー、(株)アイ・エム・シー、(株)ケイ・エム・シー、(株)テイ・エム・シー、(株)虎彰の5社であります。

非連結子会社の状況

非連結子会社は、1社であります。

非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社 1社

関連会社 2社

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

未成工事支出金……………個別法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…………… 定率法によっております。
(リース資産除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びにレンタル用資産（工具、器具及び備品）は、定額法によっております。また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- ② 無形固定資産…………… a. 自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
b. のれんの償却は、5年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少なものは発生年度で一時に償却しております。
- ③ リース資産…………… a. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
b. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員退職慰勞引当金…………… 役員の退職慰勞金の支給に備えるため、役員退職慰勞金支給内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 医療用ガス関連事業

主に医療用ガスの販売を行っています。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しています。

② 在宅医療関連事業

主に在宅医療機器の販売を行っています。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しています。

③ 医療用ガス設備工事関連事業

主に医療用ガス配管設備の工事及びメンテナンスを行っています。長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、各報告期間の末日までに発生した工事原価が、予測される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。なお、契約における取引開始日から履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

④ 介護福祉関連事業

主に介護福祉関連商品等の販売、訪問看護等を行っております。商品等の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で、訪問看護等については役務の提供を行った時点でそれぞれ収益を認識しております。

⑤ 施設介護関連事業

主に有料老人ホームの運営を行っております。役務の提供を行った時点で収益を認識しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は、退職給付に係る資産を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	6,894,853千円
無形固定資産	146,046千円
減損損失	一千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループでは、営業所を一つのグルーピング単位として、資産グループ単位で減損の兆候の有無を判定しており、減損の兆候を識別した場合には、資産グループが生み出す割引前将来キャッシュ・フローを見積り、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により算出しております。

当連結会計年度において、土地の時価が下落している茨城事業所及び営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているライフステージ阿佐ヶ谷は減損の兆候を識別しております。茨城事業所は、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を計上しておりません。また、ライフステージ阿佐ヶ谷は、回収可能価額が帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を計上しておりません。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、過去の実績と当社グループが策定した事業計画等に基づき算出しており、主要な仮定は将来の営業利益率等であります。また、正味売却価額の見積りについては、近隣の不動産の取引事例等に基づき算出しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、今後の外部環境等の変化による影響を受ける可能性があり、将来の経営成績等が見積りと乖離した場合には、固定資産の評価に影響を与え、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

工事契約における収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の売上高	418,000千円
(うち期末時点において進行中の金額)	418,000千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、工事原価総額に対する実際発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

② 主要な仮定

工事原価総額の見積りには実行予算を使用しております。当該実行予算には材料費、労務費、外注費等が見積りが含まれており、労務費については、案件の仕様、過去の類似案件における原価発生状況等を勘案し、責任者や経営者の判断により信頼性のある金額を見積っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事は一般に長期にわたることから、顧客要望による仕様変更、災害等による施工の遅延、予期しない不具合等の発生により、工事原価総額の見積りに見直しが生じる場合があります。翌連結会計年度の連結計算書類において、売上高の金額に影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「6. 収益認識に関する注記（3）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,585,005千円
 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,420,000株

(2) 配当金に関する事項

① 連結会計年度中に行った剰余金の配当

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年5月12日 取締役会	普通株式	109,317	35	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	140,544	45	2025年9月30日	2025年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2026年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	140,620	45	2026年3月31日	2026年6月26日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、財務部及び経理部が全ての取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務部及び経理部が適時に支払計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	1,500,000	1,470,300	△29,700
②その他有価証券	2,664,434	2,664,434	—
資産計	4,164,434	4,134,734	△29,700

(注) 「リース債務」「長期預り保証金」については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(4) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	2,664,434	—	—	2,664,434
資産計	2,664,434	—	—	2,664,434

(5) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	1,470,300	—	1,470,300
資産計	—	1,470,300	—	1,470,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント						その他	合計
	医療用ガス 関連事業	在宅医療 関連事業	医療用ガス 設備工事 関連事業	介護福祉 関連事業	施設介護 関連事業	計		
売上高								
医療用ガス	3,944,024	—	—	—	—	3,944,024	—	3,944,024
在宅医療 機器	—	7,226,321	—	—	—	7,226,321	—	7,226,321
配管設備 工事	—	—	1,334,932	—	—	1,334,932	—	1,334,932
配管設備 保守点検	—	—	384,707	—	—	384,707	—	384,707
介護福祉関 連サービス	—	—	—	1,194,421	—	1,194,421	—	1,194,421
有料老人 ホーム	—	—	—	—	245,094	245,094	—	245,094
通所介護 施設	—	—	—	—	105,199	105,199	—	105,199
看護学校 関連商品	—	—	—	—	—	—	187,886	187,886
その他	—	—	—	—	—	—	897,540	897,540
顧客との契 約から生じ る収益	3,944,024	7,226,321	1,719,640	1,194,421	350,293	14,434,701	1,085,426	15,520,127
外部顧客への 売上高	3,944,024	7,226,321	1,719,640	1,194,421	350,293	14,434,701	1,085,426	15,520,127

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）(6)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,871,491
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,627,715
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	264,792
契約負債（期首残高）	71,913
契約負債（期末残高）	124,143

契約資産は、顧客との長期工事契約について一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。契約資産は、当該工事が完成に伴い取り崩されます。

契約負債は、主に、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 6,401円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 439円59銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金				利益剰余金			自 己 式	株主資本合 計
		資 本 準 備 金	その他資 本剰余金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	436,180	513,708	56,158	569,866	19,810	12,290,000	4,038,788	16,348,598	△838,246	16,516,399
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△249,861	△249,861		△249,861
別途積立金の積立						2,000,000	△2,000,000	—		—
当期純利益							1,314,190	1,314,190		1,314,190
自己株式の取得									△217	△217
株式報酬制度による自己株式の処分			6,221	6,221					7,890	14,112
株主資本以外の項目の増減(純額)										—
事業年度中の変動額合計	—	—	6,221	6,221	—	2,000,000	△935,670	1,064,329	7,672	1,078,223
当 期 末 残 高	436,180	513,708	62,380	576,088	19,810	14,290,000	3,103,118	17,412,928	△830,573	17,594,623

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	831,461	831,461	17,347,860
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△249,861
別途積立金の積立			—
当期純利益			1,314,190
自己株式の取得			△217
株式報酬制度による自己株式の処分			14,112
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	349,631	349,631	349,631
事業年度中の変動額合計	349,631	349,631	1,427,855
当 期 末 残 高	1,181,093	1,181,093	18,775,716

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…………… 償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料…………… 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

未成工事支出金…………… 個別法による原価法

貯 蔵 品…………… 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 定率法によっております。

（リース資産除く）ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びにレンタル用資産（工具、器具及び備品）は、定額法によっております。また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産…………… a. 自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

b. のれんの償却は、5年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少なものは発生年度で一時に償却しております。

③ リース資産…………… a. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

b. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
なお、年金資産の額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を投資その他の資産に計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 医療用ガス関連事業

主に医療用ガスの販売を行っています。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しています。

② 在宅医療関連事業

主に在宅医療機器の販売を行っています。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しています。

③ 医療用ガス設備工事関連事業

主に医療用ガス配管設備の工事及びメンテナンスを行っています。長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予測される工

事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。なお、契約における取引開始日から履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

④ 介護福祉関連事業

主に介護福祉関連商品等の販売、訪問看護等を行っております。商品等の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で、訪問看護等については役務の提供を行った時点でそれぞれ収益を認識しております。

⑤ 施設介護関連事業

主に有料老人ホームの運営を行っております。役務の提供を行った時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	6,886,023千円
無形固定資産	144,893千円
減損損失	一千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

工事契約における収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の売上高	418,000千円
(うち期末時点において進行中の金額)	418,000千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,515,829千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	3,152千円
短期金銭債務	916,827千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	5,749千円
仕 入 高	1,245,746千円
販売費及び一般管理費	431,247千円
営業取引以外の取引高	124,620千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	295,100株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、役員退職慰労引当金、減損損失、未払事業税、賞与引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱エイ・エム・シー	所有 直接 70%	医療用ガス等の購入 役員の兼任	管理指導料	21,180	—	—
				事務所等の賃貸	19,680	—	—
				医療用ガス等の購入(注)1.	945,131	買掛金	537,182
子会社	㈱アイ・エム・シー	所有 直接 80%	医療用ガス等の購入 役員の兼任	管理指導料	9,780	—	—
				医療用ガス等の購入(注)1.	327,978	買掛金	181,836
子会社	㈱ケイ・エム・シー	所有 直接 100%	医療用ガス等の購入	医療用ガス等の購入(注)1.	308,223	買掛金	171,456
子会社	㈱テイ・エム・シー	所有 直接 100%	医療用ガス等の購入	医療用ガス等の購入(注)1.	33,866	買掛金	19,560

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	㈱エム・エス・アール(注)2.	—	— 事務所管理委託他	事務所等の賃貸	443	—	—
				車輛管理委託料	5,045	—	—
				事務所管理委託料	1,200	—	—
				定期点検・清掃業務	10,942	—	—
				福利厚生施設賃貸(注)1.	2,880	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. ㈱エム・エス・アールは、当社取締役会長星 昌成氏の近親者が議決権の100%を保有しております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

9. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 6,008円42銭
- (2) 1株当たり当期純利益 420円83銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。